

# 幌別東小学校区における学校適正配置に関する地区別検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 登別市教育委員会が策定した「登別市小中学校の適正規模・適正配置の指針」において、第1期（令和3年度～令和7年度）に幌別小学校との統合が想定された幌別東小学校について、望ましい教育環境の確保に向けた課題解決の方策などを議論するため、地区別検討委員会を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 幌別東小学校の教育環境の確保に関すること。
- (2) 幌別東小学校を中心としたまちづくりに関すること。
- (3) その他地区別検討委員会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、幌別東小学校の教育環境や同校を中心としたまちづくりに関わる委員の必要数をもって組織する。

## (委員及び任期等)

第4条 委員は、関係団体からの推薦により就任する。

2 委員の任期は、第2条に定める事項に関する協議が終了するまでの期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。  
3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の議長となる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (部会)

第8条 委員会は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

## (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

## 附 則

この要綱は、令和3年10月7日から施行する。